

# 土砂災害等に関する区域や箇所の違いについて

R4. 11. 29

	種類	法令	指定者	行為の制限	内容
砂防三法	砂防指定地	砂防法	国交省	あり	盛土・掘削 土石の採取等
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	国交省等	あり	盛土・掘削、工作物新設 地表水・地下水
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	都道府県	あり	盛土・掘削 土石等採取、木の伐採
土砂災害	土砂災害警戒区域 【イエローゾーン】 ・土石流 ・地滑り ・急傾斜地の崩壊	土砂災害防止法 (5年に一度の 区域見直し)	都道府県	なし	・不動産取引の重要説明 事項。 ・要配慮施設の避難計画 策定、訓練等の実施。
	土砂災害特別警戒区域 【レッドゾーン】 ・土石流 ・地滑り ・急傾斜地の崩壊			あり	・特定開発行為に対する 許可制 ・建築物の構造規制、移 転勧告
危険箇所	土石流危険溪流箇所	国の調査要領・ 点検要領に基づく 県の調査を実施	/	なし	調査結果を周知し、自主 避難や市町村の行う警戒 避難態勢への活用
	地すべり危険箇所				
	急傾斜地崩壊危険箇所				

